

平成 31 年 1 月 12 日

役員・団体責任者各位

さいたま市北柔道連盟  
会長 佐藤 正和  
(公印省略)

平成 29 年度公認審判員審判講習会の開催について (通知)

標記の件について、別紙実施要項に基づき下記日程において行います。

記

1. 日 時 平成 31 年 3 月 10 日 (日) 午前 10 時 開会  
(集合 午前 9 時 30 分)
2. 場 所 埼玉県立武道館 第一道場  
上尾市日の出 4-1877 TEL 048-777-2400
3. 講 師 全日本柔道連盟に依頼中
- 申 込 別紙「申込書」をホームページからダウンロードし、各団体取り纏めてさい  
たま市北柔道連盟事務局にメールにて申し込むこと。  
参加費は、各団体取り纏め郵便局口座へお振込み下さい。  
振込先：さいたま市北柔道連盟 (郵便局)  
記号 番号 口座名義  
10320 96335521 関根 孝 (セキネ タカシ)
4. 期 日 平成 31 年 2 月 18 日 (月)
5. 注 意  
(1) 個人申し込みは行わず、必ず各団体取り纏めて申し込みを行ってください。  
(2) 振込の際には、誰が入金したのかわかるようお願い致します。  
(3) 上記 2 項目を厳守願います。
6. 連絡先 池田 剛士 090-4392-5727

以上

〒331-0064 さいたま市西区佐知川 1513-1 事務局長：関根 孝 携 帯：090-4208-1324 メー ル：saikita.judo@gmail.com ホーム ページ： <a href="http://saijuren.jp/?page_id=21">http://saijuren.jp/?page_id=21</a>
--

## 別紙

### 全日本柔道連盟公認審判員規定に基づく講習会の実施要項

#### 1 趣 旨

審判員は審判規定を熟知していることは勿論のこと、審判技術も伴なっていないなければならない。選手は試合場において真剣に戦っていることから、審判員は選手・観客が納得の行く審判に努めなくてはならない、常に審判規定を熟知するとともに審判技術の向上に努めることが肝要である。

このために、講習会を実施するものである

- 2 日 時 平成 31 年 3 月 10 日 (日) 午前 10 時 開会
- 3 場 所 埼玉県立武道館 上尾市日の出 4-1877 TEL 048-777-2400
- 4 講 師 全日本柔道連盟 審判委員会に依頼中
- 5 対象者 顧問審判員・公認審判員・審判員資格 C 取得希望者・その他本連盟が認める者
- 6 講習内容 国際柔道試合審判規定の解説・実技指導
- 7 受講料 2,500 円
- 8 昼食代 (希望者) 800 円
- 9 受講修了書 受講修了者には、全日本柔道連盟公認審判員受講修了証を交付する。
- 10 申 込 各郡市柔道連盟・中体連・高体連・大学・警察で取り纏め、別紙「申込書」に参加費を添えて平成 31 年 2 月 22 日 (金) 必着にて埼玉県柔道連盟事務局に申し込むこと。

参加費は、添付振込み用紙の使用又は下記銀行口座へお振込み下さい

埼玉りそな銀行県庁支店普通預金 3505526

埼玉県柔道連盟 会長 中島 政司

ゆうちょ銀行 00180-1-391120 埼玉県柔道連盟

#### 11 その他

- 1) 受講者は、国際柔道連盟試合審判規定を各自持参の事。
- 2) 申込後の受講料の払い戻しは致しません。
- 3) 講習会当日の参加費の支払は、受付致しません。
- 4) 各自柔道手帳持参の事。
- 5) 受付は、各所属 (郡市・中体連・高体連・大学・警察) で実施し出欠席等事務局へ報告して下さい。
- 6) 公認審判服の製作予定者も合わせて報告して下さい。(業者依頼の都合もあるで)

以上